

# ○常総衛生組合職員分限懲戒等審査委員会規程

平成13年7月3日  
常総衛生組合訓令第1号

改正 平成14年2月28日 組合訓令第1号 平成19年3月30日 組合訓令第1号

## (設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する任命権者が職員分限及び懲戒等に関する処分を行う場合において、その処分の公正を図るため、常総衛生組合職員分限懲戒等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (審査事項)

第2条 委員会は、一般職に属する職員(以下「職員」という。)に対する次の各号に掲げる処分案について審査する。

- (1) 法第28条第1項の規定に基づく分限処分
- (2) 法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分
- (3) 前2号に準ずる処分

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則の副管理者の職にある者を充てる。
- 3 委員は、事務局長、総務課長、施設管理課長及び庶務係長の職にある者を充てる。

## (委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、事務局長の職にある委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

## (事情の聴取等)

第6条 委員会は、審査をするときは、事案に係りのある職員の所属長の出席を求め、当該事案について事情を聴取し、及び意見を徴しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する所属長以外の職員の出席を求め、当該事案について事情を聴取し、及び意見を徴することができる。

(報告等)

第7条 委員長は、委員会において審査が終了したときは、その結果を、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、処分の公正を図るため、前項の報告を尊重するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庶務係が担当する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年組合訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年組合訓令第1号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その在任中に限り、なお従前の例により在職するものとする。